

全体会計

注記

I 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は、取得原価が判明しているものは取得原価とし、取得原価が不明なものは再調達原価としています。ただし、昭和 59 年度以前に取得又は取得原価が不明な道路の敷地は、備忘価額 1 円としています。

また、開始後については原則として取得価額とし、再評価は行わないこととしています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2 年～50 年

工作物 5 年～60 年

物品 2 年～20 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間（5～8 年）に基づく定額法によっています。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

全体会計

③ 賞与等手当引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（台東区公金運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引より発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

取得価額又は見積価額が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

② ソフトウェアの計上基準

取得価額が300万円を超える場合に資産として計上しています。

③ 資本的支出（改修）と修繕費の区分基準

支出金額が100万円（道路工事及び公園工事は500万円）以上の場合に、その支出金額の7割相当額を資本的支出（改修）として資産計上しています。

II 重要な会計方針の変更等

該当する事象はありません。

全体会計

Ⅲ 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する事象はありません。

(2) 係争中の訴訟等の内容

4 件 3,010 千円（令和3年度末における訴訟金額）

Ⅳ 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

国民健康保険事業特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

老人保健施設特別会計

病院施設特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって会計年度末の係数としています。

③ 表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 —

連結実質赤字比率 —

実質公債費比率 $\Delta 2.76\%$

将来負担比率 —

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 48,000 千円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 295,560,000 円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 改訂モデルから統一的な基準へ変更したことによる有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額は次のとおりです。

特になし

全体会計

- ② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	58,760,773 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,704,490 千円
将来負担額	29,722,797 千円
充当可能基金額	52,709,510 千円
特定財源見込額	507,777 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	26,230,856 千円

- ③ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務全額 38 百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 5,048 百万円

- ② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	10,939 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	570 百万円
未収歳計、未払債務等の増加（減少）	△149 百万円
減価償却費	△4,842 百万円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△115 百万円
退職手当引当金繰入額（増減額）	△759 百万円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	118 百万円
資産除売却益（損）	0.2 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	5,762 百万円

全体会計

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 5,000 百万円

一時借入金に係る利子額 0 円

④ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の計上額 3,894,000 円